

## 人事院会議議事録

会議日

令和6年2月8日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官  
(幹事) 柴崎事務総長、役田総括審議官  
(説明員) (給与局)  
中嶋地域手当調整室長

議題

人事院規則9-30(特殊勤務手当)等の一部改正

議事の概要

- 議題「人事院規則9-30(特殊勤務手当)等の一部改正」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

## 人事院規則9—30（特殊勤務手当）等の一部改正について

令和6年2月8日  
給 与 局

## 1. 災害応急作業等手当の概要

災害時の応急作業に従事した職員には、規則9—30（特殊勤務手当）第19条により、災害応急作業等手当（日額710～1,080円※加算措置あり）を支給できる。

同手当の支給対象は、これまで、各府省からの要求を受けて措置してきており、規則等により、対象府省・対象業務の態様を支給要件として規定している。現在は、以下のような作業に従事した場合が支給対象となっている。

- ・ 発災現場及びその周辺における巡回監視、応急作業等  
（規則第19条第1項第1号、710円～1,080円）
  - … 内閣府、文部科学省、農林水産省、林野庁、国土交通省、気象庁
- ・ 発災・事故現場及びその周辺における災害警備、遭難救助等  
（規則第19条第1項第3号、840円）
  - … 警察庁、消防庁、海上保安庁、運輸安全委員会
- ・ 被災自治体の災害対策本部で行う連絡調整業務  
（規則第19条第1項第4号、710円）
  - … 内閣府、国土交通省、気象庁 ※TEC-FORCE 隊員

## 2. 近年の災害対応の状況における課題

近年の災害の激甚化・頻発化を背景に、災害時には、国としての積極的な対応が一層求められている状況にあり、今般の令和6年能登半島地震に際しても、発災直後から、多くの職員が現地に派遣され、劣悪な環境の下、災害対応等に当たっている。

しかしながら、これら派遣職員が、規則上、支給対象とされている業務と同様の業務に従事する場合であっても、災害応急作業等手当の支給対象となっていない府省の職員には原則として同手当は支給されないこととなっている。

また、支給対象作業の中には、「人事院が認めるもの」に限定しているものがあり、連絡調整業務は、原則として初動の7日間のみを支給対象とする、災害警備・遭難救助等の業務は連続2日間以上の作業に限るなどしている。

さらに、防衛省職員については、大規模災害への対応のために派遣される場合、1日につき1,620円の災害派遣等手当が支給されるどころ、一般職の職員の手当額は、1のとおり、日額710～1,080円となっている。

### 3. 対応

上記2の状況を踏まえ、被災地に派遣されて災害対応に従事する職員に対して適切に手当が支給されるよう、災害応急作業等手当について、以下の見直しを行うこととしたい。

#### (1) 適用対象者の拡大

- ・ 手当の支給対象とされている作業に従事した場合には、所属府省を問わずに手当が支給可能となるよう措置する。
- ・ 発災・事故現場における災害警備、遭難救助等の作業（規則第19条第1項第3号）及び連絡調整業務（同項第4号）に従事する職員について、「人事院が認めるもの」に限る要件を削除し、適用対象となる範囲を拡大する。

#### (2) 手当額の改定等

- ・ 大規模災害（※）に係る災害応急作業に従事する場合には、現場における応急作業（規則第19条第1項第1号から第3号まで）、災害対策本部等における連絡調整業務（同項第4号）及びこれらの作業に相当する作業のいずれについても、相当高い肉体的・精神的労苦が伴うことを踏まえ、一律に現行の手当額の最大額である1,080円を支給できるよう措置する。

※ 同様に「大規模な災害」を定める災害派遣等手当（防衛省）の対象要件も参考に、一般職に適用すべき範囲について事務総長通知で措置予定。

- ・ あわせて、現在は発災現場での巡回監視、応急作業等に従事した場合のみに適用できる夜間加算（規則第19条第3項第1号、日額50/100加算）について、作業に伴う危険性に鑑み、これら以外の対象現場作業（規則第19条第2号及び第3号）に従事する職員にも適用できるよう措置する。

また、屋内での実施が想定される連絡調整業務（第19条第1項第4号）については、非日常的な環境の下で、深夜において業務に従事する場合の精神的・肉体的労苦に鑑み、深夜に行う作業について、加算措置（日額50/100加算）を新設する。

### 4. 人事院規則等の改正について

上記3.の措置を実現するため、人事院規則9—30、及び昭和38年人事院公示第5号について、別紙1及び2のとおり改正を行うこととしたい。あわせて、人事院規則9—129について、これに伴う所要の改正を行うこととしたい。

改正については、公布の日から施行し、令和6年能登半島地震に係る災害対応を対象とするため、令和6年1月1日に遡って適用することとしたい。

以 上